

令和5年5月開始

佐伯市認知症高齢者等個人賠償責任保険事業

1. 個人賠償責任保険とは

認知症の人が、日常生活における偶然な事故により、他人にけがを負わせたり、他人の財物を壊したりしてご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償するものです。

2. 保険料について

保険料は不要です。市が全額負担します。

3. 補償内容について

最大1億円の補償を受けることができます。(ただし、国内での事故に限ります。)

4. 保険加入の対象者になる方 (以下の要件にすべて該当する方)

- ① 佐伯市に住民票がある方
- ② 佐伯市内の自宅に居住している高齢者等
- ③ 佐伯市SOSネットワークに登録されている40歳以上の方

※SOS登録者で介護認定されていない場合、診断書等を提出していただく場合があります。

5. 佐伯市SOSネットワーク事業とは

認知症等により道に迷うおそれのある人を日常的に見守り、早期発見・保護・危険防止につなげます。行方不明時に備えて、本人の写真や特徴、情報提供の方法等をあらかじめ関係者間(警察・消防・市役所)で共有します。いざ、行方不明になった際に警察から市に連絡が入り、市から協力事業所にも捜索の協力を依頼するものです。

6. 保険の申込方法は

特に必要ありません。4の保険加入対象者の要件にすべて該当する方は、自動的に保険加入となります。

7. 補償の対象となるケースの例



誤って線路に入って電車を止めてしまった



店頭の商品を誤って落として割ってしまった

※事故が起きて保険手続きが必要になったら、★下記までご連絡ください。

★(お問合せ先)
佐伯市高齢者福祉課包括支援センター
電話 0972-23-1632

(保険会社情報)
東京海上日動パートナーズ九州佐伯
電話 0972-22-2077